

吉崎市入札監視委員会（第2回） 会議録（要約版）

日 時：令和3年11月17日（水） 午後1時30分～午後3時30分

場 所：吉崎市役所 郷ノ浦庁舎 地下第1会議室

出席者：出席者：委員（4名）

藤井信孝、殿川穂、大久保敏範、谷村孝臣

吉崎市（5名）

副市長 眞鍋陽晃、総務部長 久間博喜、財政課長 原裕治

契約班係長 長畑見季、契約班主事 小橋裕樹

1. 開会（午後1時30分）

進行：事務局

2. 協議事項

①入札制度説明

①-（1）最低制限価格について	
質問・意見等	回答等
○委員長・委員：最低制限価格の算出率が、中央公契連モデルの中に入っているのか。	◇事務局：国の計算方法に入っている。直接工事費掛ける10分の9.7などの算出方法は、国を参考にしている。国と違うところは、最低制限価格の設定範囲が国は75から92%だが、吉崎市は県に合わせて90から92%としている。
○最低制限価格の75から92%は告示により法令で決めているのか。	◇各自治体で入札制度は自由に決めており、規則等で定めて実施している。
○入札の流れの中で、公告の説明があったが、インターネットで入札情報システムにあげる時期はいつか。	◇起工と公告伺いの決裁が終わってから、公告をしている。
○ネットでダウンロードして、プリントアウトすればいいとなっているが、昔は手渡ししていたのか。	◇平成28年から電子入札を始めたが、それ以前はCDや、印刷したものを手渡ししていた。

①- (1) 最低制限価格について	
質問・意見等	回答等
<p>○インターネットで開示するようになったのは、電子入札を取り入れたときか。その次の手続きが入札参加資格か。</p>	<p>◇電子入札から設計書等を開示している。この工事に参加したいという申請を業者にしてもらい、適格・不適格通知を行っている。</p>
<p>○31モデル採用の都道府県、指定都市のグラフが資料にあるが、吉崎市ではH31.4.1に入札制度改革があって、最低制限価格は75から92%ということか。</p>	<p>◇国の最新モデルに習って、吉崎市では最低制限価格を計算している。最低制限価格率は国に準拠して75から92%としていたが、令和2年度に改正し、県と同じ90から92%へ合わせている。</p>
<p>○予定価格の下に最低制限価格があるが、予定価格を事前公表しているので、入札参加者は予定価格を目安に、最低制限価格を推計できるようになっていると思うが。</p>	<p>◇予定価格を公表しているので、適切に積算できれば推計できる。</p>
<p>○入札参加者は国のモデルに従って、最低制限価格を決めていることを知っているのか。</p>	<p>◇計算方法など制度が変わった場合は、業者へ通知している。</p>
<p>○かなり正確に最低制限価格を知ることができるのであれば、あまり最低制限価格の意味がない。</p>	<p>◇分かって入札するということになる。</p>
<p>○最低制限価格はランダム係数ではなく、固定型でやられているのか。</p>	<p>◇固定型にしているため、最低制限価格の下限は決まっている。</p>

②審議事項

②-（１）一般競争入札の原則について	
質問・意見等	回答等
<p>○一般競争入札は誰でも参加できる。デメリットはあるが、それについては実績等でカバーするといったことで、特に意見はない。</p>	<p>◇壱岐市では制限付きにしているので、デメリットは解消されている状態である。</p>
②-（２）予定価格の事前公表について	
質問・意見等	回答等
<p>○事業費の削減を目的として、設計額の５％とか１０％など一定額を減額する予定価格の歩切りが過去行われていたが、現在はどうか。</p> <p>○予定価格の事前公表する理由が、予定価格を探ろうとする不正な動きを未然防止するためとあるが、予定価格を事前公表しないといけない程のこういう動きがでているのか。</p> <p>○見直しを行うということは、もとの事後公表に変えるということか。</p> <p>○年々発注件数が減っている。そういったことから、高く落札する感じになっているのではないか。</p>	<p>◇現在歩切りは行っていない。平成２６年６月の公共工事の品質確保の促進に関する法律の改正により、歩切りによる予定価格の切り下げは法律違反であることが明確化された。歩切りが行われると、見積能力のある建設業者の排除や、ダンピング受注を助長し、公共工事の品質や利潤を受注者が確保できず、下請業者へのしわ寄せを招き、また予定価格が実勢価格と乖離することとなり、入札不調の発生につながる。そのため、予定価格は設計書金額のままとしている。</p> <p>◇壱岐市では結果的には何もなかったが、警察から入札の執行方法について十分検討しなさいという意見が出てきたので、それに基づいて事後公表から事前公表に変更している。</p> <p>◇過去の落札率と比較して高くなっている状況や、議会から１００％落札が多いとの指摘もあり、高い理由が事前公表ではないかということで見直した方がいいと考えている。</p> <p>◇今年は災害復旧工事などもなく、件数的にも減っている。業者は積算を行うシステムを持っていて、ある程度数字が出てくる状況であり、議会からも高止まりの原因が事前公表だと言われているので、一旦ここで立ち止まって戻すということも一つの方法と考えている。</p>

②- (2) 予定価格の事前公表について	
質問・意見等	回答等
<p>○事後公表に戻しても、業者が積算システムを導入していて、また100%に近い数字が出てくる可能性もある。</p> <p>○積算システムが行き渡っているから、ほぼ100%に近い数字がでると思う。</p> <p>○一般競争入札において、原則は事前公表か事後公表なのどちらなのか。</p> <p>○先ほどの説明にもあったが、県内の状況を見ると、事後公表が圧倒的に多い感じがする。</p> <p>○2011年に公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針、国のガイドラインにより弊害を防止するため、事後公表にしているということか。</p> <p>○落札率が高止まりしているのは、予定価格を公表しているからと書いてあるため、理由としてもう少し競争性を高め、高止まりしないようにするというのも理由としてあげるのなら書いたらどうか。逆に公表しないと探る動きがあって、探る動きに対して、例えば指名停止だとか刑事罰とかあるが、それ以外の手立てが必要。次の固定型最低制限価格が高すぎるというのも関係がある。そこをまた元の75%に戻すという手法も一つの方法である。</p>	<p>◇国からの指導で歩切りは禁止されているので、以前のような5%切るということはできない。</p> <p>◇国に準じて県内の市町も事後公表が多い状況。</p> <p>◇国の指針があるが、判断は地方自治体に委ねられている。県も事後公表になっているので、県に合わせるのも一つの方法である。</p> <p>◇予定価格を探る動きの対策については、法令に基づき、職員もきちんとする必要があるし、これまでも年に1から2回程度、研修を行っている。入札契約手続きについて厳正に、より一層市として対策を徹底していきたい。</p>

②- (3) 予定価格の事前公表について	
質問・意見等	回答等
<p>○ランダム係数についてもう少し詳しく説明を。</p>	<p>◇下限が最低制限価格になるが、最低制限価格に率を掛けて変動させるのがランダム係数ということになる。最低制限価格を計算して出た数字のままとしているのが固定型となる。長崎県を始め、約半数の市では、予定価格と最低制限価格のそれぞれに、エクセルで発生させた小数点以下8桁の乱数を、入札前に行う事前ランダムと、入札会場で行う公開ランダムで掛けている。予定価格や最低制限価格が分からないように算出する係数がランダム係数である。</p>
<p>○31ページを見ていたら、雲仙市は設計金額掛ける90%をして、事前ランダム係数を掛けているが、西海市では設計価格掛けるランダム係数0.91で積算するということが。</p>	<p>◇積算した価格が予定価格になるが、そのままの数字ではなく、更に係数である0.91などを掛けて最低制限価格が分からないようにするのがランダムで、変動型最低制限価格ということになる。西海市でいけば、設計価格にランダム係数である0.9100から0.9300を掛けた数字が最低制限価格になってくる。壱岐市で言えば、国の計算方式を掛けた数字が最低制限価格になるが、それから更に他市では8桁の数字を予定価格に掛けたり、最低制限価格に掛けたりして、業者が予定価格や最低制限価格の事前働きかけを失くすために、変動型を採用している。</p>
<p>○県や他市での建設工事におけるランダム率はどうなっているか。また、歩切りの質問が先程あったが、設計金額の千円未満の切り捨てや、無作為に発生させたランダム係数は歩切りに該当するのか。</p>	<p>◇県や他市では、前日に予定価格と最低制限価格のそれぞれに係数を掛けて、また更に入札会場でもう1回掛けて計算させる、事前ランダム、公開ランダムという方法を取り入れている。歩切りについて質問があったが、千円未満の切り捨てや、無作為に発生させた係数の歩切りについては、極めて少額であるときに限り国は歩切りではなく例外として認めている。</p>

②- (3) 予定価格の事前公表について	
質問・意見等	回答等
<p>○先程、予定価格にランダム係数を掛けて、最低制限価格にランダム係数を掛けて会場でも掛けると言われたが、結果的には業者の方としては適切な予定価格を積算して出したにも関わらず、結果的には下がっていく。業者としては色々なデータを駆使してせっかく積算して綺麗な数字で適正な数字を出してきているのに、偶然の左右するランダム係数を掛けていくと適正な数字からずれていくということにならないか。入札参加者が一生懸命に入札に向けて計算してきているのに対して無にならないのか。</p> <p>○勝負をして失格になる業者もいるが、結果的にはランダム係数で勝負していく方法になる。</p> <p>○一生懸命計算してランダム係数で落とされるのは可哀想。</p> <p>○中央公契連モデルを採用しているが、全部業者は知っているのか。</p> <p>○予定価格を公表しなくなると、ある程度そういう業者が計算できるということを防げるということか。</p>	<p>設計書金額の端数を切り下げて予定価格を決定することや、設計書金額にシステムで無作為に発生させた係数を掛けて減額する予定価格の決定は、事務の効率化、予定価格の漏洩を防ぐために行う、入札契約手続の透明性・公正性の確保に当てはまる。国の目的に合っており、さらに、極めて少額であるときに限り、例外として認められている。</p> <p>◇先程2回掛けるというのは千円未満のところをランダム係数で調整する格好になる。予定価格から誤差はないが、情報が漏れないようにそういった操作をしている。無にするというか、今の状況では固定した数字で、全部同じような数字である。予定価格が決まったら、下も決まるため、先程言ったランダム係数を掛ければ枠が狭めてくる。だからその中で業者は積極的に競争をしたいのではないかと思う。</p> <p>◇県や他市ではそういった方法になっている。</p> <p>◇1万円や10万円とかであれば、設計金額に対して無になるので、千円単位の本当に少額でなければ問題になります。</p> <p>◇1件ずつ入札をする際に、添付資料として計算方法を出している。</p> <p>◇予定価格が出ているので、答えが分かっている。固定型なので90%を掛ければ最低制限価格も出る。</p>

②- (3) 予定価格の事前公表について	
質問・意見等	回答等
<p>○中央公契連モデルで最低制限価格を 90 から 92%の間に決めて、それにランダム係数を掛けるということか。</p>	<p>◇90から92%に掛ける率は 100 から 100.1%を掛ける。予定価格の場合も 99.9 から 100%にランダムに抽出した係数を掛けるため、設計価格より上回る予定価格にはならない。他市の例で、ランダム係数を掛けるということについては、そういった方法でやっている。大きく価格が変わるという心配の意見があったが、予定価格、最低制限価格に 0.1%未満の範囲での額の上下というイメージで考えていただければと思う。</p>
<p>○見直しするとき、予定価格にランダムは使わないのか。</p>	<p>◇今日いただいた意見を参考に、一つの方向としては本日提案させていただいたランダム係数を掛けて、事前に探る動きにも対応しつつ、その現行の公表している高止まりという事象について対応するにはどうしたらよいかということ、他の団体にさらに尋ねたりして、具体的にどういった方法が、吉岐市の実情に合うかということを検討したい。</p>

③－（４）１者入札の原則取り止めについて	
質問・意見等	回答等
<p>○９ページ、過去に指名競争入札を１者で執行し、競争性が確保されていないという意見を受け、１者入札を原則取り止めとしているとあるが、詳しい経過説明を。</p>	<p>◇平成 29 年度に担当課において、空調設備の修繕に関する指名競争入札を、一堂が会して行う紙入札で実施した。市内 10 者、市外 2 者の計 12 者を指名したが、応札があったのは市外の 1 者だけであったため、議会等から指名競争入札で 1 者のみの場合は競争性がないため、市の指名基準に問題があるのではという指摘を受け、平成 31 年 4 月の入札制度改正で 1 者入札は原則無効という取り扱いしている。</p>
<p>○最低制限価格、予定価格内であっても、１者であれば無効か。</p>	<p>◇災害復旧工事だけは緊急性があり 1 者でも実施しているが、一般競争入札では 1 者しかいない場合は、開札をせず取り止めている。</p>
<p>○R2 年度の工事で何件ぐらいか。</p>	<p>◇約 40 件程度。</p>
<p>○災害復旧だけか。</p>	<p>◇一般競争入札と災害復旧であり、1 者もないときもある。</p>
<p>○一般競争入札、指名競争入札は無効とした後、もう一回再入札するのか。</p>	<p>◇中止して、番号を変えて再度入札にする。2 回目も同じランクであれば、1 者入札でも認めるということで発注に出す。1 回目は 1 者中止するが、2 回目の場合はそのまま行う。</p>
<p>○1 回目、2 回目も 1 者となる割合は。</p>	<p>◇割合までは出していない。</p>
<p>○基本は一般競争入札なので、1 者しか応募がないということは相当の理由があると思うが、そのあたりは研究されていないのか。</p>	<p>◇契約班で実施する分と所管課でする分があるが、所管課でした分の中で、紙ベースで集まった結果、1 者のみで行ったということで、競争性がないと議会から言われて見直した。電子入札は 1 者かどうか分からないので、その分について見直しを行いたいと考えている。</p>



③－（４）１者入札の原則取り止めについて	
質問・意見等	回答等
○電子入札は応札者が分からないのか。	◇電子入札は応札相手が分からない。開札が終わった後、公表結果で知ることになる。
○２回目は少し高く入れようという会社もあるかもしれない。	◇集まってする場合は、自分しかいないことが分かり、高く札を入れる傾向がある。
○指名競争入札は１者しか応募がないということがよくあるのか。	◇指名競争入札をしているのは、災害復旧工事だけであり、条件が悪い農地などは１者や、０者という場合がある。災害復旧工事の指名については、旧町ごとに決めている。以前のように災害復旧工事が多数発生すると、技術者の数も足りなくなるので、辞退をすることも増えてくる。

### ３．その他

次回開催日程について

１２月上旬を目途に日程調整する。

### ４．閉会（午後３時３０分）